

令和 3 年度基金の執行状況について

1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（地域医療介護総合確保基金 国庫 2/3，県 1/3）
（支給金額合計：275,335 千円）

(1) 回復期病床への転換に係る事業

① 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が，回復期以外の病床から「回復期病床」へ転換する際に必要となる施設・設備に対する支援（10 床以上の病床転換を伴うものに限る）

② 実績

圏域	医療機関	摘 要	施設	設備
尾三	村上記念病院	急性期から 52 床		○
福山・府中	藤井病院	慢性期から 54 床	○	

(2) 医療機関の事業縮小に係る事業

① 対象事業

各圏域において過剰とされている病床を削減することに伴う施設・設備・人件費に対する支援（10 床以上の病床削減を伴うものに限る）

② 実績

圏域	医療機関	摘 要	施設	設備	人件費
尾三	三菱三原病院	事業縮小に伴い退職する職員の退職金の割増相当分			○

(3) 複数の医療機関間の連携による病床再編事業

① 対象事業

複数の医療機関間で合意した再編計画に基づき実施する機能分化・転換などの病床再編を行うために必要な施設・設備・処分に対する支援（10 床以上削減を伴う再編計画に限る）

② 実績

圏域	医療機関	摘 要	施設	設備
広島	安佐市民病院	移転に伴う施設処分	○	
尾三	三原赤十字病院	統合に伴う施設・設備整備	○	○

2 病床機能再編支援事業（地域医療介護総合確保基金 全額国庫）（支給金額合計：411,996 千円）

(1) 対象事業

対象 3 区分（高度急性期，急性期，慢性期）稼働病床数について，合計の 90%以下に減少する医療機関に病床稼働率に応じた額を給付。

(2) 実績

圏域	圏域	医療機関名	削減前 病床数	削減後 病床数	削減数 (H30 比)
単 独 支 援 給 付 金 支 給 事 業	広島	藤井病院	38 床	0 床	△38 床
	広島中央	東広島記念病院	31 床	27 床	△4 床
	尾三	三菱三原病院	81 床	0 床	△81 床
統 合 支 援 給 付 金 支 給 事 業	尾三	[代表医療機関] 三原赤十字病院	197 床	232 床	△46 床
		三菱三原病院	81 床		

＜病床機能分化・連携促進基盤整備事業＞ 負担割合 事業者1/2 県1/2

「A 回復期病床への転換」に係る財政支援

回復期以外から回復期へ10床以上転換する際に必要となる施設・設備を補助

- ①増改築 1床当たり4,640千円
- ②改修 1床当たり3,406千円
- ③設備 1施設当たり10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)



回復期転換



計200床
急性期200床

計200床
急性期190床
回復期 10床

「B 医療機関の事業縮小」に係る財政支援

各圏域において過剰とされている病床を10床以上削減する際に必要となる費用を補助

- ①施設整備 1床当たり3,406千円
- ②建物処分 1床当たり2,320千円
- ③機器処分 1施設当たり5,400千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ④退職金の割増相当額 1人当たり6,000千円



病床削減



計200床
急性期200床

計180床
急性期180床
▲20床

「C 複数の医療機関の連携により病床再編」に係る財政支援

複数医療機関間で合意し10床以上削減する再編計画の際に必要な費用を補助

- ①増改築 1床当たり 4,640千円
- ②施設整備 1床当たり3,406千円
- ③設備 1施設当たり10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)
- ④建物処分 1床当たり2,320千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ⑤機器処分 1施設当たり10,800千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ⑥退職金の割増相当額 1人当たり6,000千円



A病院200床

B病院100床
廃止

統合等



統合後のA病院
250床
▲50床

＜病床機能再編支援事業＞

「病床削減」に伴う財政支援

病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、削減病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を交付

- ※病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下となること
- ※許可病床から休床等を除いた稼働している病棟の病床の10%以上を削減する場合に対象

「病院統合」に伴う財政支援

【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）

- ※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付

- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象
- ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限り。

